

■■■ 電子カルテご利用のお客様 ■■■

■令和8年診療報酬改定について

新設項目を中心に新規に届出が必要なもの、届出が不要なものなどがありますので、「令和8年度診療報酬改定について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)」の「基本診療料の施設基準」「特掲診療料の施設基準」などを参照して、間違いなく届出ができるように準備しておきましょう。

■生活習慣病管理料(Ⅱ)の見直し

- 生活習慣病管理料(Ⅱ)では算定可能になる医学管理料が増えます
生活習慣病管理料(Ⅱ)の包括範囲から除外される医学管理料

包括範囲から除外される医学管理料	引き続き包括範囲外である医学管理料等
<ul style="list-style-type: none"> ・特定薬剤治療管理料 ・悪性腫瘍特異物質治療管理料 ・喘息治療管理料 ・がん患者指導管理料 ・二次性骨折予防継続管理料 ・外来放射線照射診療料 ・外来腫瘍化学療法診療料 ・がん治療連携計画策定料 ・がん治療連携指導料 ・認知症専門診断管理料 ・肝炎インターフェロン治療計画料 ・地域連携夜間・休日診療料 ・救急外来医学管理料 ・救急救命管理料 ・傷病手当金意見書交付料 ・療養同意書交付料 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来栄養食事指導料 ・集団栄養食事指導料 ・糖尿病合併症管理料 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・外来緩和ケア管理料 ・糖尿病透析予防指導管理料 ・慢性腎臓病透析予防指導管理料 ・ニコチン依存症管理料 ・療養・就労両立支援指導料 ・プログラム医療機器等指導管理料 ・診療情報提供料(Ⅰ) ・電子的診療情報評価料 ・診療情報提供料(Ⅱ) ・診療情報連携共有料 ・連携強化診療情報提供料 ・薬剤情報提供料

- 生活習慣病管理料(Ⅰ)ではそれぞれの疾患に対する検査を6ヶ月に1回は実施する必要があります
- 糖尿病以外の薬剤であれば糖尿病が主病の患者でも在宅自己注射指導管理料が算定可能になります
生活習慣病管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、糖尿病を主病とする患者に対して、糖尿病に対する適応のある薬剤以外の薬剤にかかる在宅自己注射指導管理料の算定を可能とする。

現 行	改定後
<p>【生活習慣病管理料(Ⅰ)】【生活習慣病管理料(Ⅱ)】 注1(中略)ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。</p> <p>【施設基準】 (新設)</p>	<p>【生活習慣病管理料(Ⅰ)】【生活習慣病管理料(Ⅱ)】 注1(中略)ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合であって、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。</p> <p>「施設基準 生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注1に規定する厚生労働大臣が定める薬剤 インスリン製剤 グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 チルゼパチド製剤</p>

- 療養計画書の患者署名が不要になることに伴い、書式が見直されます
- 糖尿病を主病とする患者を眼科、歯科に紹介することで60点が加算可能になります

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711 E-mail : support@macros.co.jp

Website : <https://macros.co.jp>

■骨塩定量検査の算定要件の見直し

現 行	改定後
【骨塩定量検査】 【算定要件】 注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。 【留意事項通知】 (1)骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。	【骨塩定量検査】 【算定要件】 注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき1年に1回に限り算定する。ただし、骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合には、患者1人につき4月に1回に限り算定する。 【留意事項通知】 (1)骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断又はその経過観察を行った場合であって、以下のアからカのいずれかに該当する患者については4月に1回に限り、その他の患者については1年に1回に限り算定する。 ア 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合 イ 新たに骨折した場合 ウ 関係学会のガイドラインで示されている骨折危険因子が病状に増えた場合 エ ビスホスホネート製剤治療の中断を検討する場合 オ グルココルチコイド、アロマトーゼ阻害薬、抗アンドロゲン薬、骨形成促進薬等、骨減少又は骨増加をきたす薬剤を投与する場合 カ 吸収不良、全身性炎症性疾患、長期不動、人工閉経等、骨減少又は骨増加をきたす疾患等を有する場合

■5月配布マスター

・5月12日配布：医薬品マスター

変 更：	838件 一部抜粋	規 格	薬価 (円)
672538201	リリカOD錠2.5mg (選)	錠	16.95
673130223	パントシン錠60 60mg (選)	錠	6.2
676250002	ゾビラックス軟膏5% (選)	g	75.5

【令和8年度版(令和8年6月1日から適用)】

・5月12日配布：コメントマスター

抹 消：	228件 一部抜粋
101906	疑義照会により調整した場合 (調剤時残薬調整加算)
101924	初回 (訪問薬剤管理医師同時指導料)
新 規：	200件 一部抜粋
900011	1 症状詳記 (中心静脈用カテーテル (1) 中心静脈カテーテル 抗菌型)；
900012	3 対象患者のアレルギー歴 (中心静脈用カテーテル (1) 中心静脈カテーテル 抗菌型)；
900079	症状詳記 (気管支手術用カテーテル)；
変 更：	12件 一部抜粋
100530	対象手術 (短手1)：半月板切除術 (関節鏡下)
100215	発症年月日 (初期加算) (呼吸器リハ)
100216	手術年月日 (初期加算) (呼吸器リハ)

・5月1日配布：特定機材マスター

変 更：	1082件 一部抜粋	規 格	価 格 (円)
710010819	皮膚欠損用創傷被覆材 (真皮に至る創傷用)	c m 2	6
710010820	皮膚欠損用創傷被覆材 (皮下組織に至る創傷用・標準型)	c m 2	10
710010803	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル (在宅・2管 (2)・標準型)		561
732800000	栄養用ディスポカテ (在宅) (経鼻用・一般用)		183

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

 FAX : 03-3666-6711 E-mail : support@macros.co.jp

 Website : <https://macros.co.jp>